

# 公立大学法人山形県立保健医療大学修学支援に関する規程

令和2年3月17日  
規程 第 8 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学等における修学支援のための法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づく授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料減免対象者)

第2条 授業料減免対象者として認定する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものとして独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金（以下「給付奨学金」という。）の支給対象者として認定を受けた場合
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「施行規則」という。）第10条第2項第3号に規定する生計維持者（以下「生計維持者」という。）の死亡、事故又は病気による半年以上の就労困難、失職、震災、火災、風水害等の災害等の予期できない事由（以下「急変事由」という。）により家計が急変し、授業料の納付が困難であるものとして機構から給付奨学金の支給対象者として認定を受けた場合
- (3) 特別な事情により、機構の給付奨学金の申し込みを行わない者で、給付奨学金の認定要件を満たす場合（急変事由により、家計が急変し、授業料の納付が困難であるものを含む。）

(授業料減免額)

第3条 減免額は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「施行令」という。）第2条第2項に規定する授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額（以下「減免額算定基準額」という。）が100円未満の場合 授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の全額
- (2) 減免額算定基準額が100円以上25,600円未満の場合 授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の3分の2の額
- (3) 減免額算定基準額が25,600円以上51,300円未満の場合 授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の3分の1の額

(入学料の減免)

第4条 入学料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 過去に修学支援法に基づく入学料の減免を受けたことがなく、かつ特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものとして機構から給付奨学金の支給対象者として認定を受けた場合
- (2) 過去に修学支援法に基づく入学料の減免を受けたことがなく、かつ急変事由により家計が急変し、入学料の納付が困難であるものとして機構から給付奨学金の支給対象者として認定を受けた場合
- (3) 過去に修学支援法に基づく入学料の減免を受けたことがなく、かつ特別な事情により、機構の給付奨学金の申し込みを行わない者で、給付奨学金の認定要件を満たす場合（急変事由

により、家計が急変し、入学料の納付が困難である者を含む。)

(入学料減免額)

第5条 減免額は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 減免額算定基準額が100円未満の場合 282,000円
- (2) 減免額算定基準額が100円以上25,600円未満の場合 188,000円
- (3) 減免額算定基準額が25,600円以上51,300円未満の場合 94,000円

(認定等の申請等)

第6条 第2条第1号及び第4条第1号の規定により、授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を、前期分の申請にあつては4月30日、後期分の申請にあつては10月31日までに、理事長に提出しなければならない。

2 第2条第2号及び第4条第2号の規定により、授業料等の減免を受けようとする者は、急変事由の発生した日から3月以内(新入生については、入学月から2月以内)に、認定申請書に、別表第1及び別表第2で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

3 第2条第3号及び第4条第3号の規定により、授業料等の減免を受けようとする者は、前期分の申請にあつては4月30日、後期分の申請にあつては10月31日までに、認定申請書に、別表第1で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。ただし、急変事由により、家計が急変し、授業料等の納付が困難である場合は、急変事由の発生した日から3月以内(新入生については、入学月から2月以内)に認定申請書に、別表第1及び別表第2で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

4 第1項及び第3項の申請期限の日が山形県立保健医療大学学則(平成21年学則第1号)第8条に規定する休業日に当たるときは、これらの日の前日をもって期限とみなす。

(決定及び通知)

第7条 理事長は、前条第1項から第3項の規定による申請があつたときは、当該認定申請書を提出した学生等に係る選考を行い授業料等減免対象者としての認定の適否を決定し、授業料等減免認定結果通知書(様式第2-1号、第2-2号又は第2-3号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(授業料減免の継続願)

第8条 第2条第1号の規定により、既に授業料の減免を受けている者が、継続して授業料減免を受けようとする場合は、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書(様式第3号。以下「継続願」という。)を、前期分の申請にあつては4月30日、後期分の申請にあつては10月31日までに、理事長に提出しなければならない。

2 第2条第2号の規定により、授業料減免を受けている者は、急変事由が発生した月の翌月から起算して3月ごと(事由が発生した月の翌月から起算して15月を経過した後は、1年ごと)に継続願を理事長に提出しなければならない。

3 第2条第3号の規定により、既に授業料の減免を受けている者が、継続して授業料減免を受けようとする場合は、前期分の申請にあつては4月30日、後期分の申請にあつては10月31日までに、認定申請書に別表第1で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

ただし、急変事由により、授業料減免を受けている者は、急変事由が発生した月の翌月から起算して3月ごと(事由が発生した月の翌月から起算して15月を経過した後は、1年ごと)に、継続願に、別表第1及び別表第2で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

4 第1項及び第3項の申請期限の日が山形県立保健医療大学学則(平成21年学則第1号)第8条に規定する休業日に当たるときは、これらの日の前日をもって期限とみなす。

(授業料等減免対象者の適格認定における学業成績の判定)

第9条 理事長は、継続願の提出の有無に関わらず、学年ごとに、授業料減免を受けている者の学業成績が別表第3に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績判定」という。）を行うものとする。

2 前期の授業料について、前条第1項から第3項の規定による申請があったときで、前項の判定の結果、別表第3の廃止又は警告の区分に該当しないときは、授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知（様式第4-1号）により前項の判定結果を申請者に通知するものとする。

3 第1項の判定の結果、別表第3の廃止の区分に該当するときは、授業料等認定対象者としての認定を取り消し、授業料等減免の認定取消通知書（様式第5号。以下「認定取消通知書」という。）により第1項の判定結果を申請者に通知するものとする。

4 第1項の判定の結果、別表3の警告の区分に該当するときは、授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知（様式第4-2号）により判定結果を申請者に通知するものとする。

5 前期の授業料について、前条第1項から第3項の規定による継続願の提出がない場合は、認定取消通知書又は授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知（様式第6号。以下「効力停止通知」という。）により判定結果を該当者に通知するものとする。

（授業料等減免対象者の適格認定における収入額・資産額等の判定）

第10条 理事長は、授業料減免を受けている者（急変事由により授業料減免を受けている者を除く。）に対し、継続願の提出の有無に関わらず、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額が施行規則第10条第2項第3号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2 後期の授業料について、第8条第1項及び第3項の規定による申請があったときは、授業料等減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第7-1号）又は効力停止通知により、前項の判定結果を申請者に通知するものとする。

3 急変事由により授業料減免を受けている者が行った第8条第2項及び第3項の規定による申請に係る適格認定における収入額・資産額の判定については、支援決定から3月ごとに行い、支援決定から15月を経過した後は1年ごとに判定を行うものとし、授業料等減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第7-2号）又は効力停止通知により、その判定結果を申請者に通知するものとする。

4 後期の授業料について、第8条第1項から第3項の規定による継続願の提出がない場合は、効力停止通知により、授業料等認定減免対象者としての認定効力が停止される旨を該当者に通知するものとする。

（休学による認定の効力の停止）

第11条 授業料等減免を受けている者が、山形県立保健医療大学学則（平成21年4月1日学則第1号）（以下「大学学則」という。）第31条第1項及び第2項の規定による休学をした場合、当該休学の期間中は授業料等減免対象者としての認定の効力を停止し、当該期間については施行令第3条第1項に定める授業料減免の期間（以下「支援期間」という。）に通算しない。

2 前項の授業料等減免の支援期間等については、効力停止通知により当該休学者に通知するものとする。

（懲戒処分による認定の取消し又は効力の停止）

第12条 授業料等の減免を受けている者が、大学学則第38条の規定により、退学又は停学（無期又は3月の期間のものに限る。）の懲戒処分を受けたときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消し、認定取消通知書によりその旨を該当者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消した場合には、当該処分日の属する学年の初日に遡って認定の効力が失われるものとする。
- 3 授業料等の減免を受けている者が、大学学則第 38 条の規定により、停学（3 月未満の期間のものに限る。）又は訓告の懲戒処分を受けたときは、授業料等減免対象者としての認定の効力を停止し、効力停止通知によりその旨を該当者に通知するものとする。
- 4 停学により授業料等減免対象者としての認定の効力を停止する期間は、1 月以上の停学処分については、当該停学の期間、1 月未満の停学処分については、当該処分の効力が発生した日から 1 月間とする。なお、当該支援停止期間については授業料等減免の支援期間に通算するものとする。
- 5 訓告により認定の効力を停止する場合には、当該処分の効力が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）の支援を停止する。なお、当該支援停止期間については授業料等減免の支援期間に通算するものとする。
- 6 第 1 項の規定により認定の取消しを行った場合は、速やかに第 9 条の規定による当該年度の適格認定における学業成績判定を行うものとする。

（自主退学等）

第 13 条 授業料等の減免を受けている者が、除籍又は自主退学（大学学則第 38 条の規定による懲戒処分としての退学を除く。）により修業年限を満了する前に学籍を喪失した場合は、認定の取消しによらず、当然にその効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により年度の途中で学籍の異動が生じた場合は、速やかに第 9 条の規定により当該年度の適格認定における学業成績判定を行うものとする。

（在留資格等の変更）

第 14 条 授業料等の減免を受けている者が、その減免期間中に国籍や在留資格等の変更があった場合は、速やかに、授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届（様式第 8 号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 授業料等の減免を受けている者が、その減免期間中に在留期間が満了した場合は、在留期間の更新がない限り、認定の効力を停止し、効力停止通知書により該当者に通知するものとする。

（生計維持者の変更）

第 15 条 授業料等の減免を受けている者が、その減免期間中に生計維持者の変更があった場合は、速やかに、授業料等減免の生計維持者の変更届（様式第 9 号）を理事長に提出しなければならない。

（辞退及び再開）

第 16 条 授業料等減免を受けている者が、減免の継続を希望しない場合は、授業料等減免の支援停止申請書（様式第 10 号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、効力停止通知により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により授業料減免の停止を申請した者が、その後、授業料減免の再開を希望する場合は、授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書（様式第 11 号）を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による申請があったときは、授業料減免停止の解除の適否を決定し、授業料等減免の停止の解除（支援の再開）通知書（様式第 12 号）により申請者に通知するものとする。
- 5 第 2 項の規定により認定の効力の停止を行った場合は、速やかに、第 9 条の規定による当該年度の適格認定における学業成績判定を行うものとする。

（不正への対応）

第17条 不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合は、授業料等減免を取り消し、その旨を認定取消通知書により該当者に通知する。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、不正が行われた日の属する学年の初日から認定取消までの間に減免された授業料等を返納しなければならない。

(関係法令の適用)

第18条 この要領に定めがない事項については、修学支援法、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第49号）及びこれらの関係法令の規定を適用する。

第19条 この規程に定めるもののほか、授業料等の減免に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 認定申請書及び継続願に添付する書類

確認要件	添付書類
1 国籍、在留資格等に関すること (外国籍の者が申請する場合に限る。)	次の各号のいずれかの書類(在留資格及び在留期限が明記されているものに限る。) (1) 在留カードの写し (2) 特別永住者証明書の写し (3) 住民票の原本 (4) その他、理事長が認める書類 2 申請時点で在留期限が切れている場合は、前項の書類のほか在留期限延長申請中である旨を証明する書類の写し
2 家計の経済状況(収入、資産)に関すること	次の各号に掲げる書類 (1) 本人及び生計維持者の住民票の写し (2) 居住地の市区町村発行の課税(所得)証明書で、課税標準額、調整控除額、税額調整額、扶養親族数、控除後に係る本人該当区分、合計所得金額、総所得金額等の記載のあるもの(本人及び生計維持者のもの) (3) 生活保護決定(変更)通知書等の写し(該当者に限る。保護受給期間に申請を行う年の1月1日(申請を行う月が1月から5月である場合は、申請を行う年の前年)を含むことがわかるもの) (4) その他、理事長が必要と認める書類
3 大学等に進学するまでの期間等に関すること	理事長が必要と認める書類
4 学業成績、学修意欲に関すること	理事長が必要と認める書類

別表第2 認定申請書及び継続願(急変事由に該当する場合)に添付する書類

急変事由	添付書類
1 生計維持者の一方(または両方)が死亡	戸籍謄本(抄本)または住民票(死亡日の記載があるもの)
2 生計維持者の一方(または両方)が事故又は病気により、半年以上、就労が困難	医師による診断書及び雇用主による病気休職による証明
3 生計維持者の一方(又は両方)が失職(ただし、非自発的失業の場合に限る。)	雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証
4 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 上記1～3のいずれかに該当 (2) 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	罹災証明書

別表第3 適格認定の学業成績等の判定

区分	学業成績等の基準
廃止	<p>次の1から4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 修業年限で卒業できないことが確定した場合</li> <li>2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合</li> <li>3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合</li> <li>4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合</li> </ol>
警告	<p>次の1から3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合(ただし廃止の区分に該当する場合を除く。)</li> <li>2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合 ただし、次の(1)および(2)に該当する場合を除く。 (1) 学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 (2) 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合</li> <li>3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合(ただし、ただし廃止の区分に該当する場合を除く。)</li> </ol>

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、山形県立保健医療大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が山形県立保健医療大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※ 以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（\*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 入学	
	氏名					
	生年月日	(西暦)	年 月 日生	( 歳)		
	現住所	〒	一 都道府県	市区 町村		
	所属学部 ・学科			学籍番号		
	学 年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む）	<input type="checkbox"/> 夜	<input type="checkbox"/> 通信
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)		(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。			ある	・	ない
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知の写しを添付すること					
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					
<input type="checkbox"/> 在学（在学予約）採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】						



## 申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。  
給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学した学生であって、編入学又は転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）  
なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知の写しを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

申請者(本人)について

申請者(本人)	国籍等	日本国 ・ 日本国以外					
	在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答) 永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者					
		期限 在留	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答) (西暦) 年 月				
		永住する 日本に 意思	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし				
<p>在学・履歴情報 (通っていた進学前の高等学校等のうち最初に卒業した学校について) ※高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入して下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">学校名 (出身学校名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卒業年月</td> <td>年 月</td> </tr> </table> <p>あなたは、本学の1年次に入学しましたか。(編入学又は転学により本学の2年次以上に入学した場合は「いいえ」を選んでください。)</p> <p style="text-align: center;">はい ・ いいえ</p> <p>(上記「いいえ」と答えた人のみ回答)</p> <p>本学に編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月</p> <p style="text-align: right;">(西暦) 年 月</p> <p>本学に編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月</p> <p style="text-align: right;">(西暦) 年 月</p> <p>本学に編入学又は転学する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ありますか。</p> <p style="text-align: center;">はい ・ いいえ</p> <p>(※)「はい」と答えた人は、別紙2をあわせて提出してください。</p>				学校名 (出身学校名)		卒業年月	年 月
学校名 (出身学校名)							
卒業年月	年 月						

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

施設等 在籍 状況	あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。  はい                      ・                      いいえ	
	(上記「はい」と答えた人のみ回答)	
	児童養護施設に入所    ・    児童自立支援施設に入所    ・ 児童心理治療施設に入所    ・    自立援助ホームに入所    ・    里親に養育    ・ ファミリーホームで養育	
日本学生支援機構奨学金の利用の有無について ※現在、利用している場合は奨学生番号を記入してください。		
	奨学生番号	

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者 1	フリガナ		申請者との 続柄		
	氏名				
	現住所	( <input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。 ) 〒                      -			
	生年月日	(西暦)	年	月	日生 (                      歳)
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい                      ・                      いいえ			
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい                      ・                      いいえ			

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

生計維持者 2	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。) 〒 _____		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 ( 歳)		
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい	・	いいえ
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい	・	いいえ

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は 2,000 万円未満（生計維持者が1人の場合は 1,250 万円未満）ですか。	はい	・	いいえ
---	----	---	-----

※ 「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 (1万円未満は切り捨てて記入)	申請者（あなた）	生計維持者 1	生計維持者 2
	万円	万円	万円

※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」（原本）を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。

- ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額
- ⑥総所得金額等 ⑦控除後に係る本人該当区分

※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。

※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。

※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

(別紙2)

### 編入学・転学の履歴

本学に編入学又は転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、本紙を提出してください。

- 編入学・転学とは、ある学校から別の学校の2年次以上に入学する場合をいいます。
  - ※ 例えば、ある大学の1年次を修了した後、別の大学の2年次に入学する場合はこれに該当します。（ただし、ある大学の1年次を修了した後、1年以上を経過して、別の大学の2年次に入学した場合は、含まれません。）
  - ※ 別の学校の1年次に再入学するものは含みません。

※ 「学校」は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指します。

	入学年月	在籍していた最終年月
はじめて入学した学校（学校名）	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
2つ目の学校（学校名）	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
3つ目の学校（学校名）	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
4つ目の学校（学校名）	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
5つ目の学校（学校名）	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

(別紙3)

家計の急変に係る申告書

生計維持者1	氏名		続柄	
	家計急変の事由			
	生計維持者の1の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 <input type="checkbox"/> A：死亡 <input type="checkbox"/> B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 <input type="checkbox"/> C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 <input type="checkbox"/> D：震災、火災、風水害等に被災 <input type="checkbox"/> E：A～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）			
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Dを選んだ人は記入してください)		(西暦)	年 月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。			
	災害の内容（該当するものを選んでください） <input type="checkbox"/> 地震、風水害、噴火等の自然災害 <input type="checkbox"/> 火災又は爆発等 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
申込時点での状況 <input type="checkbox"/> 被災により死亡 <input type="checkbox"/> 被災により生死不明（行方不明） <input type="checkbox"/> 被災による就労困難				
(上記で「被災による就労困難」を選んだ人は記入してください) 就労困難の理由 <input type="checkbox"/> 被災による傷病 <input type="checkbox"/> 災害の影響で勤務先（又は経営している会社）が倒産、廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） <input type="checkbox"/> その他（ ）				

※ 「B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、別紙4をあわせて提出してください。







## 休職証明書

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

氏 名	
生年月日	年 月 日
住 所	
所属（職名）	
休職理由	
休職期間	休職開始日 年 月 日 休職終了日 年 月 日 ※ 終了日が確定していない場合は、「予定の終了日」または「未定で終了予定日が記載できない」とご記入ください。
休職中の給与	休職中の給与 有給 / 無給 ■ 有給の場合の給与月額支払額 円 ※ 休職中の給与について、有給又は無給どちらかに○をつけてください。 ※ 有給の場合の給与月額支払額を記載されない場合は、給与規程を添付してください。

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

&lt;証明者&gt;

【住 所】

【勤務先】

【役職・氏名】

印

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分 (満額の支援)
- 第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)
- 第Ⅲ区分 (満額の1/3の支援)

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ~ 年 月

3. 減免額

入学金 円  
授業料 円 ( 年 月分~ 年 月分)

4. 減免後の納付額

入学金 円  
授業料 円 ( 年 月分~ 年 月分)

5. 納入期限 年 月 日

(参考)

	減免前の金額	減免後の金額	入学金還付額
入学金			
授業料 ( 年 月 ~ 年 月)			

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、下記のとおり、認定対象でないと判定したので通知します。

については、 月 日までに所定の授業料等を納付してください。

- 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する「学資支給金」をいう。）の申請を行い、認定対象でないと判定されている。
- 国籍・在留資格に関する基準（大学等における修学支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条第3項）を満たしていない。
- 過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある。（施行規則第10条第1項第1号）
- 大学等に入学するまでの期間に関する基準（施行規則第10条第1項第2号～第7号）を満たしていない。
- 過去に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがある。（施行規則第10条第1項第9号）
- 学業成績・学修意欲に関する基準（施行規則第10条第1項第8号、同条第2項第1号、同条同項第2号、同条第3項）を満たしていない。
- 家計に関する基準（施行規則第10条第2項第3号）を満たしていない。
- 必要書類が提出されなかった。

様式第2-3号

番 号  
年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

## 記

## 1. 減免区分

- 第Ⅰ区分 (満額の支援)  
 第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)  
 第Ⅲ区分 (満額の1/3の支援)

## 2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ~ 年 月

- ※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3月ごとに判定し、それ以降は1年毎に判定します。年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。  
新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

## 3. 減免額

上記期間における1月当たりの授業料減免額 円  
入学金減免額 円

## 4. 減免後の納付額

入学金 円  
授業料 ( 年 月分 ~ 年 月分) 円

## 5. 納入期限 年 月 日

(参考) 入学金の減免額等

減免区分	入学金減免額(還付額)	減免前の入学金の額	減免後の入学金の額
	円	円	円

(参考) 年度の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1月当たり)	減免前の授業料の額 (1月当たり)	減免後の授業料の額 (1月当たり)
年4月				
年5月				
年6月				
年7月				
年8月				
年9月				
年10月				
年11月				
年12月				
年1月				
年2月				
年3月				

※ 本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

## 大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、山形県立保健医療大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が山形県立保健医療大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を、申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年 月 日 入学		
	氏名						
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 ( 歳)					
	現住所	〒	—	都道	市区		
		府県	町村				
	所属学部・学科				学籍番号		
	学 年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む)	<input type="checkbox"/> 夜	<input type="checkbox"/> 通信	
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報						
	給付奨学金の奨学生番号						

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金をあわせて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出（年1回）が必要です。家計急変による事由の場合は、別紙1に代えて別紙2の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1、2の提出は不要です。）

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

(別紙1)

申請者(本人)について

申請者(本人)	国籍等	日本国 ・ 日本国以外	
	在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)	
		永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	
		期限在留	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答) (西暦) 年 月
永住する意思	日本に	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし	

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者1	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。) 〒 -		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 ( 歳)		
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい ・ いいえ		
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい ・ いいえ		

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

生計維持者2	フリガナ		申請者との続柄		
	氏名				
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。 〒                      ー			
	生年月日	(西暦)	年	月	日生 ( 歳)
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい		・	いいえ
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい		・	いいえ

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は 2,000 万円未満（生計維持者が1人の場合は 1,250 万円未満）ですか。	はい	・	いいえ
---	----	---	-----

※ 「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 (1万円未満は切り捨てて記入)	申請者（あなた）	生計維持者1	生計維持者2
	万円	万円	万円

※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」（原本）を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。

- ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額  
⑥総所得金額等 ⑦控除後に係る本人該当区分

※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。

※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合は、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。

※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。



## 家計急変の事由が生じた者に関する現況届

※ 家計急変の事由が生じた生計維持者・本人について、記入してください。ただし、家計急変の事由が「死亡」の場合であって他に家計急変の事由が生じた者がいない場合は本紙は提出不要です。

家計急変の事由が生じた生計維持者①	フリガナ	姓	名	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )
	氏名			生年月日	年 月 日
	現在の(就労等)状況について			<input type="checkbox"/> 状況に変更があります <input type="checkbox"/> 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答) 状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			<input type="checkbox"/> 就職しました ( 年 月 ) <input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました ( 年 月 ) <input type="checkbox"/> その他( )	
家計急変の事由が生じた生計維持者②	フリガナ	姓	名	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )
	氏名			生年月日	年 月 日
	現在の(就労等)状況について			<input type="checkbox"/> 状況に変更があります <input type="checkbox"/> 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答) 状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			<input type="checkbox"/> 就職しました ( 年 月 ) <input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました ( 年 月 ) <input type="checkbox"/> その他( )	
本人	現在の(就労等)状況について			<input type="checkbox"/> 状況に変更があります <input type="checkbox"/> 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答) 状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			<input type="checkbox"/> 就職しました ( 年 月 ) <input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました ( 年 月 ) <input type="checkbox"/> その他( )	

※ 生計維持者に変更(父母の離婚、再婚等)がある場合は、「授業料等減免の生計維持者の変更届(様式第9号)」を提出してください。

※ 家計急変の事由が生じた生計維持者の所得を証明する書類を添付してください。(家計急変の事由が「生計維持者の死亡」の場合は不要)

- ・ 雇用主が発行した給与明細書(前回提出後、3月分)

※ 複数の個所から給与を得ている場合、そのすべての事業所からの給与証明書が必要

- ・ 給与明細書 ( 年 月分～ 年 月分)
- ・ その他 ( )

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の  
適格認定における学業成績の判定結果通知

記

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第12条に基づき、 年度の適格認定における学業成績の判定を行った結果、同施行規則別表第2の上欄に掲げる廃止の区分及び警告の区分のいずれにも該当しないことを確認し、授業料減免を継続することとします。

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の  
適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）

記

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第12条に基づき、 年度の適格認定における学業成績の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので、施行規則第15条第3項に基づき通知します。

次回の適格認定における学業成績の判定において、下記の状況が改善されていない場合、認定を取消す（授業料等減免を終了する）こととなりますので、申し添えます。

記

〔判定の結果〕 警告

- 事由
- 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下
  - GPA等が学部等における下位4分の1に該当
  - 学修意欲が著しく低い状況

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した授業料等減免対象者としての認定について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条第1項及び第16条に基づき下記のとおり取り消しますので通知します。

記

1. 認定取消による減免を行わないこととなる月  
年 月

※ 貴殿は下記の事由に該当したため、学年の始期に遡って、認定の効力が失われます。  
(下記の i) ~ iv) に該当の場合は、この一文を削除)

2. 認定取消の事由

- 偽りその他の不正の手段により授業料等減免を受けた。
- 適格認定における学業成績の判定の結果、下記に該当した。
  - i) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定
  - ii) 修得した単位数等の合計数が標準単位数の5割以下
  - iii) 学修意欲が著しく低い状況
  - iv) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当
  - v) 上記 i) ~ iv) に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められ、そのことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められない。
- 懲戒としての退学又は停学（期限の定めのないもの又は3月の期間のものに限る。）の処分を受けた。

3. 認定に取消しに係る納付額

入学料 円  
授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

4. 納入期限 年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての  
認定の効力の停止に関する通知

年 月 日付け 第 号により通知した授業料等減免対象者としての認定について、  
大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第18条第1項に基づ  
き下記のとおり認定の効力を停止しますので通知します。

記

1. 認定の効力の停止により、減免を停止する期間

年 月 ～ 年 月（予定）

2. 事由

- 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格を有しなくなった。
- 休学を認められた。（ 年 月～ 年 月（予定））
- 停学（3月未満の期間のものに限る。）または訓告の処分を受けた。
- 適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及び  
その生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ  
施行規則第10条第2項第3号イ又はロに定める額に該当しなくなった。
- 本学が定める日までに の届出（提出）を行わなかった。
- 本学が定める日までに減免継続願を提出しなかった。
- 認定の効力の停止について本人から申出があった。

3. 停止期間に係る授業料の納付

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

4 納入期限 年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の  
適格認定における収入額・資産額の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第1項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

記

## 1. 減免区分

- 第Ⅰ区分 (満額の支援)  
 第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)  
 第Ⅲ区分 (満額の1/3の支援)

## 2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ~ 年 月

## 3. 減免額

授業料 円 ( 年 月分 ~ 年 月分)

## 4. 減免後の納付額

授業料 円 ( 年 月分 ~ 年 月分)

## 5. 納入期限 年 月 日

(参考)

従前 ( 年 月 ~ 年 月 ) の減免区分【第○区分】

	減免前の金額	減免後の金額
授業料 ( 年 月 ~ 年 月 )		

新たな減免区分 ( 年 月 ~ 年 月 ) の減免区分【第○区分】

	減免前の金額	減免後の金額
授業料 ( 年 月 ~ 年 月 )		

※ 本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

様式第7-2号

番 号  
年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の  
適格認定における収入額・資産額の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第2項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

## 記

## 1. 減免区分

- 第Ⅰ区分 (満額の支援)  
 第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)  
 第Ⅲ区分 (満額の1/3の支援)

## 2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ~ 年 月

※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3月ごとに判定し、それ以降は1年毎に判定します。年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。  
新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

## 3. 減免額

上記期間における1月当たりの授業料減免額 円

## 4. 減免後の納付額

円

## 5. 納入期限 年 月 日

(参考) 年度の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1月当たり)	減免前の授業料の額 (1月当たり)	減免後の授業料の額 (1月当たり)
年4月				
年5月				
年6月				
年7月				
年8月				
年9月				
年10月				
年11月				
年12月				
年1月				
年2月				
年3月				

※ 本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。



様式第8号

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届

年 月 日

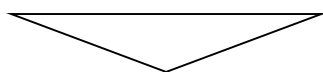
公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、在留資格等の変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科等		学 年	

変更前の国籍・在留資格等

国 籍	<input type="checkbox"/> 日本国 ・ <input type="checkbox"/> 日本国以外
在留資格等	(国籍が「日本国」以外の人のみ記入) <input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 法定特別永住者 <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者 <input type="checkbox"/> 定住者
在 留 期 限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者」以外の人のみ記入)   年 月



変更後の国籍・在留資格等

国 籍	<input type="checkbox"/> 日本国 ・ <input type="checkbox"/> 日本国以外
在留資格等	(国籍が「日本国」以外の人のみ記入) <input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 法定特別永住者 <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者 <input type="checkbox"/> 定住者
在 留 期 限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者」以外の人のみ記入)   年 月
永住の意思	(在留資格等が「定住者」の人のみ記入) <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない

様式第9号

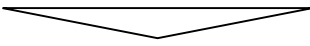
大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免の生計維持者の変更届

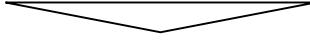
年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、生計維持者が  
変わりましたので届け出ます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科		学 年	

生 計 維 持 者 1	変更前の生計維持者 1		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏 名	姓	名
	生年月日	年 月 日	
			
	変更後の生計維持者 1		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏 名	姓	名
生年月日	年 月 日		

生 計 維 持 者 2	変更前の生計維持者 2		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏 名	姓	名
	生年月日	年 月 日	
			
	変更後の生計維持者 2		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏 名	姓	名
生年月日	年 月 日		

様式第10号

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免の支援停止申請書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免による支援について、以下のとおり認定の効力を停止するよう申請します。

なお、支援の再開を希望するときは、別途、当該停止を解除する旨の申請をいたします。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科		学 年	

減免を停止する期間 [始期] 年 月

[終期] 年 月

様式第11号

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料減免の停止の解除（支援の再開）申請書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免による支援について、以下のとおり認定の停止を解除し、支援を再開するよう申請します。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科		学 年	

減免の停止の始期

年 月

停止の解除（支援の再開）を希望する年月

年 月

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料減免の停止の解除（支援の再開）通知書

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免による支援について、以下のとおり認定の停止の解除（支援の再開）を認めます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科		学 年	

支援の再開の始期

年 月